



黒岩検査員。おはようございます。
先日、道路等の「現場密度」に関する
「不適合工事」事例を、紹介して頂くことになっていましたが、
これから、よろしいでしょうか？

おはようございます。若井検査員。
今からでも、大丈夫ですよ。



「現場密度」と言えば、
道路工事と河川工事が、代表的な工種ですね。
どちらの工種で、現場密度での「不適合工事」が
多いのですか？

工事検査課のHPに、「不適合工事一覧表」を掲載していますが、
「現場密度」に関する「不適合工事」は、
H26年度以降は、毎年複数件発生しており、河川工事より
道路工事における不適合工事が、多い傾向にありますね。



不適合工事となった理由として、考えられることは、
現場密度の「試験個数」が、少なかったからですか？

現場密度の「試験個数」不足もありますが、
驚くことに、道路・河川ともに、
『密度管理を「全く実施していない」』工事があることです。



えっ。共通仕様書Ⅱの『品質管理基準及び規格値』に、
試験基準が記載されているのに・・・。
今どき、「現場密度=0個」なんて、信じられませんね。

信じられないことが、起こっているんです。
それが、現実なんです。
本題は、『現場密度の「試験個数不足」』の事例です。



その「試験個数不足」の理由は、何となく分かります。
昔、監督員の時、上層路盤工 1,500㎡程度の
「現場密度試験」の、現地立会がありました。

上層路盤の施工面積が 1,500㎡なら、
現場密度の「試験個数」は、3個ですね。
ちなみに、どう、間違っていたのですか？



現地立会での、現場密度の「試験個数」を、
「2個」しか実施しない計画だったんです。



立会時に、現場代理人に、“試験個数”の考え方を確認すると、
『共通仕様書の試験基準は、「1,000㎡につき 1個」であり、
この現場は、上層路盤の施工面積が 1,480㎡なので、
「1,480㎡÷1,000㎡=1.5個≦2個」を、試験個数とした。』
との、「誤った回答」がありました。



今でも、そう解釈している現場代理人さんたちが、居るようです。
確かに、共通仕様書Ⅱの“試験基準”には、
「1,000㎡につき 1個」とは、記載されていますが、
その下に書かれている“※”の
『・1,000㎡を超え 3,000㎡以下 3個（3孔）』
を読まずに、やはり、最初の1行だけで判断しているんですね。



そのまま、As舗装を施工していたら、
竣工検査で「不適合工事」だったので、
段階確認や日々のチェックが大切だと、痛感しました。



「不適合工事」が多かった事例は、路体・路床工で、
現場密度の個数不足となった「不適合工事」の中には、
施工計画書に、『3回(3孔/回)実施する』と書いているのに、
「2回しか実施していない」工事もあったんですよ。



やはり、『事件は、現場で起きている』んですね。



あれっ。そのフレーズ、どっかで聞いたような・・・。
これまで、3回連続で、不適合工事の代表的な事例を紹介しましたが、
不適合事例紹介の最後に、『不適合工事で特に多かった事例』
について、次回、長居検査員に紹介して頂きましょう。

●本日のポイント

道路工における表層工や上層・下層路盤工における現場密度は、施工面積により試験基準を定め、路体・路床工は、施工土量により試験基準を定めています。〔農林水産土木工事は、一部基準が異なります。〕

一方、河川・海岸土工における現場密度は、「施工土量 1,000m³に 1回の割合」、または「堤体延長 20mに 3回の割合」の内、測定頻度の高い方で実施することになっていますので、注意して下さい。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：黒岩(カワ)検査員



：若井(カキ)検査員